

【民暴大会に参加してきました】

去る平成28年6月3日、徳島県で第84回民事介入暴力対策徳島大会が開催されました。会場となった徳島市内のホテルの大ホールには、所狭しと机が並べられていましたが、全国各地から集まった数百人もの弁護士によって、ほぼ満員の状態でした。

埼玉弁護士会からも、私を含め20名余りの民暴弁護士が参加し、見識を深めてきました。

今回のテーマは、「組長責任の追及一暴対法31条の2を中心に一」。平成20年の暴対法改正で規定された条文を根拠に、暴力団組織の組長に対する責任追及をさらに強めていこう、という内容でした。

今後、さらに法理論を深めていく必要がある分野ですが、今回の大会がその端緒になればいいと思います。



井合 翼 弁護士

【民暴大会とは？】

そもそも民暴大会とは、民事介入暴力(いわゆる民暴事件)への対策の一環として、年に2回、全国各地で開催されている大規模な催し物です。内容は、主として弁護士が参加して最先端の議論を学ぶ「協議会」と、地域の企業や市民の方が参加して民暴事件への理解を深める「大会」に分かれています。

「協議会」では、開催地の弁護士会に設置された民暴委員会のメンバーから、その時々テーマに沿った報告がなされます。「年に2回も開催して、そんなに報告することがあるの？」と疑問に思われる方もいるかもしれませんが、毎度毎度、その地域特有の問題であったり、新しい法律や条例に関する研究であったり、最新の事例紹介であったりと、報告内容は多種多様で、とても勉強になります。そのせいか、「協議会」はいつも盛況で、日本全国からたくさんの民暴弁護士が参加しています。

【今なお強い勢力を有する暴力団組織】

しかしながら、日本各地で民暴大会が開催され、そこに日本中の民暴弁護士が参加して活発な議論を行っているのは、全国津々浦々に暴力団組織が存在し、現在も、違法・不当な活動を続けていることの裏返しでもあります。

暴力団組織は、様々な手段(いわゆる「シノギ行為」)によって、不法な活動資金を獲得することを生業にしていますが、近年では、シノギ行為の典型例であるみかじめ料の要求などにとどまらず、オレオレ詐欺などの特殊詐欺を新たな資金源にしているとも言われ

ています。そして、その手口は巧妙化、複雑化し、犯罪被害の規模も拡大傾向にあります。

【犯罪被害の防止、回復に向けて】

犯罪被害が起こったとき、事件の真相を解明して犯人を検挙するにあたっては、強固な組織力、捜査力を有する警察が第一に頼りになる存在であることは間違いありません。

しかし、犯罪被害を未然に防ぐ体制を作っていく場面、犯罪被害が起こったときにその回復を図っていく場面では、警察のみならず、法律の専門家や、市民の皆様が一致団結して、暴力団組織に対抗していかなければなりません。

私達弁護士も、巧妙化、複雑化する暴力団組織の資金獲得の手口に対応するため、常に最先端の知識を備える必要があると考えています。上に述べた民暴大会は、まさに、暴力団組織と戦うための理論武装の場であるといえます。

【何かあったらすぐに連絡を】

私達、埼玉弁護士会の民暴委員会では、民暴大会への出席だけでなく、毎月委員会を開催して、様々な問題について、議論、研究を深めています。読者の皆様の中で、暴力団組織による犯罪に巻き込まれてしまった(または巻き込まれそうになった)ということがありましたら、すぐに暴追センター、民暴委員会にご相談ください。

寄稿者

埼玉県さいたま市浦和区高砂2丁目1番16号 浦和大熊ビル6階

田島・佐世法律事務所 ☎ 048-822-8055 FAX 048-833-2933

埼玉弁護士会所属 民事介入暴力対策委員会

井合 翼 弁護士

この原稿は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが賛助会員に配信しているメールマガジン「埼玉県暴追センター通信No.90」から編集したものです。